

訪問リハビリテーションおざき運営規程

(事業の目的)

第 1 条 医療法人社団尾崎病院が開設する指定訪問リハビリテーション事業所（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに利用者の意思及び人格を尊重し、要介護・要支援状態の利用者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。

(事業の運営方針)

- 第 2 条 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、居宅において理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 事業に当たっては、利用者の所在する市町村・居宅介護支援事業者・地域包括支援センター・保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 5 事業提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業所への情報提供を行うものとする。
 - 6 前 5 項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 37 号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

主たる事業所	名 称	訪問リハビリテーションおざき	
	所在地	鳥取市湖山町北 2 丁目 5 5 5 番地	
サテライト	名 称	訪問リハビリテーションおざき サテライト河原	
	所在地	鳥取市河原町河原 7 6 - 1	グリーンハウス河原 A 2 0 3

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 医師 1名 (常勤職員、兼務)

①管理者は、事業所の従業者の管理及び事業の利用申し込みに係る調整、業務実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

②管理者は、事業所の従業者に事業の運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 理学療法士、作業療法士 1名以上 (常勤職員、兼務)

訪問リハビリテーション計画に基づき、必要なリハビリテーションを行う。

(3) 事務職員 1名 (常勤職員、兼務)

必要な事務処理を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、祝祭日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時00分から午後4時30分までとする。

(訪問リハビリテーションの内容)

第6条 事業所で行う事業は、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

(1) 訪問リハビリテーション計画書の作成及び利用者又はその家族への説明

利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、リハビリテーションの目標及び方針、健康状態、リハビリテーションの実施上の留意点、リハビリテーションの目安・時期等を記載する。

(2) 訪問リハビリテーション計画書に基づく訪問リハビリテーションの提供

(事業の利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者負担割合(1・2・3割)に応じた額とする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)によるものとする。

2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。(別表に定める)

3 前2項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

- 4 事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者及びその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、鳥取市の次の小・中学校区の区域とする。

主たる事業所 鳥取市全域（青谷町 鹿野町 河原町 用瀬町 佐治町を除く）

サテライト 鳥取市立河原第一小学校通学区域

（河原町河原・河原町渡一木・河原町谷一木・河原町長瀬・
河原町袋河原・河原町布袋・河原町稲常・河原町西円通寺・
河原町鮎ヶ丘・河原町山手・河原町郷原・河原町三谷・河原町釜口・
河原町高福・河原町徳吉・河原町今在家・河原町片山・
河原町天神原・河原町曳田の一部）

（緊急時等における対応方法）

- 第9条 事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（衛生管理）

第10条 理学療法士、作業療法士の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

（苦情処理）

- 第11条 提供した事業に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した事業に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 本事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 12 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を年 1 回以上、必要な都度開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(身体拘束等の禁止)

第 13 条 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下この条において「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

(業務継続計画の作成に関する事項)

第 14 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下業務継続計画という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症対策に関する事項)

第 15 条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(その他運営に関する留意事項)

第 16 条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用時 2 ヶ月以内

(2) 継続研修 月 1 回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報の保護を厳守する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の個人情報について、従業者でなくなった後においてもこれらの個人情報の保護を厳守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に入れるものとする。
- 4 事業所の従業者に、その同居の家族である利用者に対する事業の提供をさせないものとする。
- 5 事業所は、事業に関する記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存する。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人社団尾崎病院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 1 年 8 月 29 日から施行する。
- この規定は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。
- この規定は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。
- この規定は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。
- この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- この規定は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

別表（第 7 条関係）

区 分	金 額
交通費（実施地域外）	1 kmにつき 15 円／回